

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（2023年度）

住 所 北海道函館市末広町5番14号
事業者名 函館市企業局
代表者名 公営企業管理者 企業局長
手塚 祐一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道 停留場	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
・ 十字街電停	・ 2024年度末までに、電停の有効幅員を1.5mに拡幅し、スロープを設置する。	・ 道路管理者や関係機関と協議を行った。

② 軌道停留場を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
・ 高齢者，障害者に対する乗降介助訓練の実施	・ 高齢者，障害者等の乗降支援の方法に関する教育訓練を継続的に実施する。	・ 2023年度は乗務員を対象に障害者施設より講師を招き，車椅子使用者の介助支援の訓練を実施した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
・ 乗務員に対する乗降支援の研修（乗降介助訓練） ・ 交通誘導員の配置	・ 事故防止研修時に障害者に対する乗降訓練を実施する。 ・ 工事期間中の営業時間内について，交通誘導員を配置することで，安全な経路に適切に誘導する。	・ 2023年度は乗務員を対象に障害者施設より講師を招き，車椅子使用者の介助支援の訓練を実施した。 ・ 該当なし

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
該当なし		

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・乗務員に対する乗降支援の研修	・障害者（車イス）の乗降支援について研修を行う。	・2023年度は乗務員を対象に障害者施設より講師を招き，車椅子使用者の介助支援の訓練を実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道停留場の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
インターネットによるバリアフリー情報「らくらくおでかけネット」の活用	・旅客施設等の利用者に対する情報提供の内容を更新	情報提供内容の確認を行った。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

取り扱う部署について ・移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）については，施設課線路担当が主管を務めている。
--

(3) 報告書の公表方法

インターネットの利用（H Pに掲載）

(4) その他

--

Ⅱ 軌道停留場の移動等円滑化の達成状況（軌道停留場ごとに記入）

（ 2 0 2 4 年 3 月 3 1 日 現在 ）

軌道停留場の名称	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有人停留場、無人停留場の別	公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無	段差への対応	乗降場の数	段差が解消されている乗降場の数	エレベーターの設置基数	エスカレーターの設置基数	その他の昇降機の設置基数	傾斜路の設置箇所数	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無	案内設備の設置の有無	障害者対応型便所の設置の有無	障害者対応型改札口の設置の有無	障害者対応型券売機の設置の有無	車椅子使用者の円滑な乗降が可能な乗降場の数	転落防止のための設備の設置の有無
駅	線	県市	人						基 ()	基 ()	基	箇所 ()							
湯の川	湯の川線	函館市	874	○		○	2	2				2 (2)			—	—	—		
湯の川温泉	湯の川線	函館市	515	○		○	2	2				2 (1)			—	—	—	1	
函館アリーナ	湯の川線	函館市	714	○			2					2 (0)			—	—	—		
駒場車庫前	湯の川線	函館市	145	○			2								—	—	—		
競馬場前	湯の川線	函館市	323	○	○	○	2	2				2 (2)	○		—	—	—	2	
深堀町	湯の川線	函館市	672	○			2								—	—	—		
柏木町	湯の川線	函館市	567	○			2								—	—	—		
杉並町	湯の川線	函館市	441	○			2					2 (0)			—	—	—		
五稜郭公園前	湯の川線	函館市	2680	○	○	○	2	2				2 (2)	○		—	—	—	2	
中央病院前	湯の川線	函館市	376	○	○	○	2	2				2 (2)	○		—	—	—	2	○
千代台	湯の川線	函館市	325	○	○	○	2	2				2 (2)	○		—	—	—	2	○
堀川町	湯の川線	函館市	279	○			2								—	—	—		
昭和橋	湯の川線	函館市	348	○		○	2	2				2 (2)	○		—	—	—	2	
千歳町	湯の川線	函館市	174	○			2								—	—	—		
新川町	湯の川線	函館市	246	○			2								—	—	—		
松風町	湯の川線	函館市	750	○	○	○	2	2				2 (2)	○		—	—	—	2	○
函館駅前	本線	函館市	2598	○	○	○	2	2				2 (2)	○		—	—	—	2	
市役所前	本線	函館市	347	○	○	○	2	2				2 (2)	○		—	—	—	2	
魚市場通	本線	函館市	371	○	○	○	2	2				2 (2)	○		—	—	—	2	
十字街	本線	函館市	1666	○			2					4 (0)			—	—	—		
末広町	本線	函館市	462	○			2								—	—	—		
大町	本線	函館市	193	○			2								—	—	—		
函館どつく前	本線	函館市	283	○			2								—	—	—		
宝来町	宝来谷地線	函館市	207	○	○	○	2	2				2 (2)	○		—	—	—	2	
青柳町	宝来谷地線	函館市	155	○			2								—	—	—		
谷地頭	宝来谷地線	函館市	427	○		○	2	2				3 (3)			—	—	—		
(合計)計停留場				26 停留場	9 停留場	13 停留場	52	26	基 ()	基 ()	基	35箇所 (26)	10 停留場	停留場	停留場	停留場	停留場	11 停留場	3 停留場

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

（１）過去３年度における１日当たりの平均利用者数が３万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。	
（２）過去３年度における１日当たりの平均利用者数が3000人以上３万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第4号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる停留場は1停留場として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人停留場、無人停留場の別の欄には、当該停留場が無人停留場である場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該停留場が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第22条にて準用する第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
5. 乗降場の数の欄には、当該停留場に設置されている乗降場の総数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されている乗降場の数の欄には、停留場の出入口とそれぞれの乗降場との間の経路の段差が解消されている乗降場の数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該停留場に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該停留場に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該停留場に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該停留場に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能な乗降場の数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合している乗降場の数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。